

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴う介護保険関係改正内容（介護予防）

介護保険法

第百十五条の十四

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

三 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

四 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型介護予防サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

該当する条項	内 容
--------	-----

※従うべき基準

注：条項のうち、括弧内は項番号

人員配置	5(1、2、3、5、6、7)、8、44、70	従業者の員数
	6、10、45、71	管理者
	46、72	代表者
居室面積	48(1、2・2・ロ)、73(2、4)	設備・備品（居室、宿泊室の床面積）
利用定員	5(4)、9(1)、47	利用定員
人権に直結する運営基準	11(1)、64、85	提供開始に係る申込者の同意
	12、64、85	提供拒否の禁止
	33、64、85	秘密保持
	37、64、85	事故発生時の対応
	53、77	身体的拘束の禁止
	67(2)、88(2)	介護従事者以外の介護禁止

※標準とすべき基準

利用定員	73(1、2)	利用定員
------	---------	------

※上記「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」以外すべて「参酌すべき基準」。